

# かつしか 区議会だより

平成26年第4回定例会

11月	27日	本会議（一般質問等）
	28日	本会議（一般質問、議案の付託・議決等） 常任委員会（総務、文教） 議会運営委員会
12月	1～4日	常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
	5日	議会運営委員会理事会
	8～10日	特別委員会（地方分権・行革、危機管理 対策、都市基盤整備）
	12日	議会運営委員会
	15日	本会議（議案の議決等）

主な内容 2・3面…一般質問 4・5面…各会派の年頭挨拶 6・7面…区議会のしくみほか 8面…可決された議案ほか

No.222 平成27年（2015年）1月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX 5698-1543



柴又帝釈天 ※平成27年1月1日撮影

## 「協同労働の協同組合法（仮称）」の 速やかな制定に関する意見書を可決

今回の定例会では、8名の議員から区政一般質問が行われ、議員から区政一般質問が行われたほか、平成26年度一般会計補正予算（第3号）をはじめ、計補正予算（第3号）をはじめ、議員提出議案3件が可決され、速やかな制定に関する意見書を可決しました。

## 可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書3件を可決し、関係機関に送付しました。  
（各会派の賛否は8面に掲載）

### 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書

「協同労働の協同組合法」とは、働く機会を待たず、「仕事を創出したい」「働き続けたい」と願う人々が集まり、協同で出資し、経営に参画し、共に働くことで人とのつながりを育みながら社会に貢献することを目的としている。こうした取り組みは、現行の企業経営や労働形態の枠を超え、「人間らしく働き、生きる」ことを模索するものであり、多様な働き方や働きやすい職場の提供という意味においても、また、若者、女性及び高齢者の就業実現の場としても期待されている。すでに、欧米では労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）に関する法制度が整備されているが、我が国においては「協同労働の協同組合法」は法的根拠を有しないことから、社会的理解や普及が不十分であるほか、団体として入札・契約ができない、社会保険の適用が受けられないなどの不安定な運営を強いられているのが現状である。よって、国会及び政府に対し、誰もが仕事を通じて安心と豊かさを実感できる地域社会の形成に貢献できるようにするとともに、様々な人々に対する社会参加・就業実現の道を拓くための制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定するよう強く求める。

### 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書

国会及び政府に対し、次の事項について適切な措置を講じるよう強く求める。①「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」との目標について、民間に先駆けて政府、国会、地方自治体がより早急に率先して取り組み、毎年その進捗状況について公表すること②女性が幅広い分野で活躍できるよう、職場復帰等の支援や、起業支援、在宅テレワークの推進など、女性が働きやすい環境整備のための支援措置を創設すること③家庭生活と仕事を両立できるよう、育児・介護休業制度の抜本的見直しや、子ども・子育て支援新制度、放課後子ども総合プランを着実に実施し、同一労働にもかわらず男女間に生じる賃金格差の実質的な解消のために必要な措置を早急に講じること④働く女性が妊娠・出産を理由にした不利益な対応や嫌がらせを受ける「マタニティー・ハラスメント（マタハラ）」の撲滅に向け、企業などに対し、マタハラを防ぐ行動計画の策定を義務付けること⑤子どもの医療や教育に係る財政的支援や、子育て世帯に対する住宅支援など、子ども・子育て環境の充実に向け、予算・税制を抜本的に見直すこと⑥「女性の健康の包括的支援法」の制定、女性特有の疾病予防対策、不妊治療・不育症に対する助成の拡充など幅広い支援を一層拡充すること

### 「ヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティーへの差別を禁止する法整備を求める意見書」

国連人種差別撤廃委員会は8月29日、日本政府に対して、ヘイトスピーチ（憎悪表現）問題に「毅然と対処」し、法律で規制するよう勧告する「最終見解」を公表した。この最終見解では、ヘイトスピーチを規制するための措置が、抗議する権利を奪う口実になってはならないと指摘するとともに、「弱者がヘイトスピーチやヘイトクライムから身を守る権利」を再認識するよう指摘している。また、人種及び社会的マイノリティーへの差別的な表明や暴力に断固として取り組むことや、ヘイトスピーチに対しては適切な手段をとること、そうした行為に責任のある個人・団体を訴追したり、ヘイトスピーチをする政治家・公人に制裁を科すことなどを政府に勧告している。よって、国会及び政府に対し、人種差別撤廃委員会の31項目の勧告を重く受けとめ、一刻も早くヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティーへの差別を禁止する新たな法整備を行うことを強く求める。

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。